



令和5年分 個人事業所確定申告・消費税申告

個別相談会のご案内

- ★東海税理士会富士支部所属の税理士及び当所経営指導員による無料相談会です。
- ★完全予約制で、予約受付はお電話にて承ります。当日受付の場合は、予約状況に応じて別日時となる場合がございますので、ご注意ください。
- ★電子申請(e-Tax)による申告を推奨しておりますが、電子申請以外でもご相談は可能です。

- 1. 開催日時** 令和 **6年 2月 26日**(月)～**3月 8日**(金) ※土日除く
- 2. 相談時間** 9:00～16:00 ※12:00～13:00は休憩時間、受付は14:30終了
- 3. 開催会場** 富士宮商工会議所 (富士宮市豊町18-5)
- 4. 相談対象** 個人で事業(又は不動産)所得のある方
※裏面記載の申告は、富士税務署 (0545-61-2460) へご相談ください。
- 5. 相談員** 東海税理士会富士支部所属税理士・当所経営指導員
※裏面記載の申告は、富士税務署 (0545-61-2460) へご相談ください。

- 6. 予約方法** 富士宮商工会議所まで、電話にてご予約ください
【電話】0544-26-3101 ※平日 8:30～17:30、土日祝日除く

7. 持ち物

収支決算資料(白・青色共に) ご印鑑(シャチハタ不可) 代表者のマイナンバー通知カード又は個人番号カード 代表者の身分証明書(顔写真のあるもの) 当年の法定調書(控) 昨年の申告関係書類(写) USBメモリ 【該当者のみ】電子申告のID・パスワード情報

※ 他からの給与所得の源泉徴収票、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、小規模企業共済掛金証明書、社会保険(国民年金保険料)控除証明書、住宅取得控除証明書及び借入残高等証明書、その他各種所得控除証明書、医療費控除がある場合はその領収証(医療費のお知らせも可)

8. ご来所時の注意・お願い事項

- (1) 本個別相談会は『完全予約制』とさせていただきます。
- (2) マイナンバー制度施行に伴い、当所で各申告書をお預かりし税務署に提出をご希望される場合は、同意書への記入・捺印が必要となります。同意できない場合は、各自で所轄税務署にご提出又は郵送にてご対応ください。

1. 富士宮商工会議所の確定申告個別相談会に参加される方への注意事項

(1) 以下の申告は、当所で対応出来ません。ご了承ください。

| 対応できない申告 | 問合せ・相談先 |
|----------------------------|--|
| ★法人の確定(消費税)申告 | ○税務署主催の相談会についての詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。 ○富士税務署 住所：〒416-8650 富士市本市場 297 番地の 1 電話：0545-61-2460 |
| ★農業所得の確定申告 | |
| ★山林所得の確定申告 | |
| ★給与・公的年金のみ申告 | |
| ★贈与・譲渡所得、相続の方 | |
| ★売上高が 3,000 万を超える事業収入の確定申告 | ○原則として各自で申告いただくか、正規に顧問税理士とご契約の上でご申告ください。 |
| ★『やよいの青色申告』をご利用で最新版でない方 | ○毎年税制改正があるため、最新バージョンの『やよいの青色申告 24』への更新をお願いします。 |

(2) 前年確定申告を手書の申告書以外で提出された方は、今後税務署から手書き用の確定申告書類は届きません(お知らせハガキのみ)。御入用の方は、1月20日以降に当所へご相談ください。

(3) 3/14~15 迄でも申告の相談には応じますが、書類のお預かりは致しません。また、申告期日後の3/16以降のご相談は、お手数ですが所轄税務署にご相談ください。

2. 確定申告の電子申告 (e-tax) を推進しています。

(1) 電子申告(e-Tax)は、青色申告者が65万円の特別控除を受ける一つの要件になりました。

(2) 今後、各種補助金や給付金申請時の添付書類に『税務署收受印のある確定申告書及び決算書の写し』又は『電子申告(e-Tax)による受信通知がある確定申告書及び決算書の写し』が求められる可能性が高くなりました。

電子申告(e-Tax)をするためには、以下のどちらかの対応が必要です

☆市役所で電子申告が可能なマイナンバーカードの発行を申請(通常発行まで約1ヶ月)

※マイナンバーカードで電子申告をされる方は、マイナンバーカードの暗証番号(英数組合せ6桁以上と数字4桁)が必要となります。

☆税務署でe-Tax用のID・パスワードを取得(身分証明書持参で本人による税務署訪問、即日発行)

電子申告(e-tax)のメリット

★書面提出の際に必須の添付書類が不要になります！

年金・給与等の源泉徴収票、生命(地震含む)保険料控除証明書、小規模企業共済掛金証明書、社会保険(国民年金保険料)控除証明書等々

★受信通知が税務署收受印の代わりになります。

★申告書控えが、データでPCやスマホに保存できます。

★提出期日ギリギリでも税務署へ行かずに申告が可能です。

